

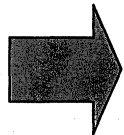
○ 各種通知書類の見直し

【取組】

○ 発送件数及び照会件数等の多いものから優先的に見直しを実施【平成 16 年度～】

(見直し対象の通知書)

- ・ 被保険者関係 33 種類 (15 種類実施済み)
- ・ 受給者関係 56 種類 (実施済み)



【今後の取組】

- ① 消費生活アドバイザーなど第三者によるモニター制度を活用し、より利用者の視点に立った見直しを推進【平成 18 年度～】
- ② 様式及び添付書類については、全国共通の「業務処理マニュアル」の作成作業とともに、新様式等への統一化を推進【平成 18 年 10 月～】

○ 事務処理の迅速化

【取組】

○「サービススタンダード」(請求書を受け付けてから、支給決定通知書をお届けするまでの所要日数)を設定【平成 17 年 4 月～】

医療給付: 3週間以内

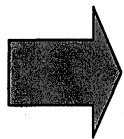
老齢・遺族年金: 2か月以内

障害年金: 3か月半以内

【実績】

○サービススタンダード達成状況 (18 年 2 月末現在)

- ・傷病手当金 85.1%
- ・家族出産育児一時金 94.0%
- ・老齢厚生年金 98.3%
- ・遺族厚生年金 97.7%
- ・障害基礎年金 94.0%



【今後の取組】

- ① 平成 17 年度の達成状況について、平成 18 年 5 月に公表予定
- ② 併せて、「サービススタンダード」の達成を図る上での事務処理上の問題点について精査の上、改善に向けた対策を徹底
- ③ 実施状況等を踏まえた設定項目等の見直し
(障害基礎年金: 3か月半以内 → 3か月以内)【平成 18 年度～】

○ 保健事業の充実

【取組】

○健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成 17 年度以降において、全国で新たに 290 医療機関を健診機関として指定

【実績】

1,820 機関 (18 年 4 月 1 日現在)